

債務者が運営するホテル事業に付帯する航路事業の譲渡につき、詐害行為否認が肯定された事例

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 7 月 7 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（ネ）第 5369 号
【事 件 名】 否認請求の認容決定に対する異議の訴え控訴事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 破産法 160 条
【掲 載 誌】 金判 1665 号 22 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25595013

慶應義塾大学教授 工藤敏隆

事実の概要

D は、静岡県沼津市内の乙島に所在する Z ホテルの運営事業を行っていた会社である。乙島は駿河湾内の小島であり、本土との交通手段は航路のみであった。本件で否認権行使の対象となった財産は、D が Z ホテルの顧客や物資の運搬等のために営んでいた航路事業であり、乙島に所在する水族館を経営する会社である X が、D が破産手続開始決定を受ける前に、D から事業譲渡を受けていた。本件否認権行使に至る事実経過は以下のとおりである。

D は平成 27 年 3 月期以降、平成 30 年 3 月期までの 4 期にわたり赤字決算が続き、平成 30 年 3 月期は 21 億円以上の赤字を計上し、負債総額は 300 億円以上という苦しい経済状況が続いていた。Z ホテルの運営事業は、平成 30 年 4 月頃に X のグループ会社である訴外 A および B に事業譲渡され、同年 5 月以降は A B ホテルに改称されて運営されていた。

また、D は X との間で、①平成 29 年 10 月 6 日、D が営んでいた乙島と本土を結ぶ一般旅客定期航路事業を代金 50 万円で X に譲渡する旨の契約を、②平成 29 年 11 月 22 日、D が営んでいた、乙島を起点とする旅客不定期航路事業を代金 50 万円で X に譲渡する旨の契約を、それぞれ締結し（以下、①②の契約を併せて「本件各契約」という）、①につき運輸局長による認可、②につき運輸局長への届出を経た。

令和元年 7 月 3 日、D の債権者の一部が裁判所に D の破産申立てをし、令和元年 12 月 20 日、

D に対し破産手続開始決定がされ、Y が破産管財人に選任された。Y は、Z ホテルの訴外 A および B への事業譲渡につき否認請求をする一方で、本件各契約についても、「破産者が破産債権者を害することを知ってした行為」（破産法 160 条 1 項 1 号本文）に当たるとして否認請求をしたところ、裁判所はこれを認容し、本件各契約の無効を確認する決定をした。この決定に対し X は異議の訴え（破産法 175 条 1 項）を提起したが、第一審（静岡地沼津支判令 3・10・27LEX/DB25595014）は異議を棄却する判決をした。これに対し X が控訴した。

判決の要旨

控訴棄却。「X は、(1) 本件各契約の詐害行為性、(2) D の詐害意思、(3) X の善意性、(4) 無効確認の妥当性について次のとおり主張する。

(1) につき、ア 本件航路事業について、運航に供される船舶は X の所有であり、棧橋等の設備は D の所有であるが、本件各契約において有形の財産を移転したわけではなく、また、本件航路事業は会計上の資産にも含まれないのであり、事業収支は赤字で収益還元評価による価格評価も困難であるから、本件各契約の代金は廉価とはいえず、詐害性はない、イ 本件航路事業のうち旅客不定期航路事業は乙島への交通と無関係であり、譲渡されても破産財団の価値に影響はない、ウ 本件航路事業のうち一般旅客定期航路は、乙島と本土を結ぶ交通手段であるが、海上運送法 13 条により特定の利用者に対して不当な差別的扱いをしてはならないとされており、当該航路事業を X が

取得しても破産者やZホテルの事業を取得した者が不利益を受けることはなく、Xが強制執行の手続において提出した書面（乙7）で第三者がZホテルの建物を競落してもホテル宿泊客の乗船に協力することは難しい旨を述べているとしても、上記法律の規定により差別的扱いをすることはできず、実際にも公平な運送が行われているのであってホテル事業に影響は出ない、エ 本件航路事業の航路の利用者の不当な差別が行われたら、そのことについて解決の方法をとるべきであり、そのような危惧は財産を破産財団に取り戻す否認の請求の方法を用いる場面ではない、しかも原判決の判断は本件各航路の価額について具体的な価額を示していないから不当である。

しかしながら、アについては、本件で譲渡されたのは本件航路事業であって、同事業を営むことができることに財産的価値を認めることができるから、有形の財産の譲渡を含まないからといって価値がないとは言えないのであり、また、本件航路事業がホテルの運営上重要であり、航路事業のみの収益から価値を算定すべきでなく、合計100万円の代金額は低廉に過ぎることは補正の上引用した原判決に説示するとおりである。イについても旅客不定期航路事業は乙島と本土との交通に利用されていないが、Zホテルの事業の一つとして価値を有していること、その譲渡により、同ホテルの事業価値を含む破産財団にも影響があることは明らかである。ウについても、DあるいはZホテルの事業を取得した者の事業について、ホテル利用者が本件各航路を利用できない扱いをすることは許されないとしても、唯一の交通手段を当初有していたホテル事業者が失うことは、本件各契約の低廉な本件航路事業譲渡により破産財団が減少することにとどまらず、破産財団を構成するホテル事業の価値を減少させるものである。エについては、本件では、本件航路事業の譲渡が破産債権者を害するかどうかの観点から判断すべきであり、その観点から種々の事情を考慮して許害性が認定できるのであって、Xの指摘はその判断に影響を与えるものではない。Xの上記の主張はいずれも採用できない。

上記(2)及び(3)についてのXの主張は、本件各契約による本件航路事業の譲渡は許害性があるとはいえないから、この事実を認識したことでDに害意があるとはいえず、また、Xは許害性に

き善意であるというのであるが、許害性が認められること及びXが善意といえないことは補正の上引用した原判決に説示したとおりであり、Xの主張は採用できない。

また、上記(4)の否認権行使（無効確認）の妥当性について、Xは、海上運送法が一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受は国土交通大臣の認可を受けなければその効力を生じない旨を定めているところ、Dは自ら運航事業を行うことはないというのであるし、譲渡を受ける第三者が国土交通大臣の上記認可を受ける資格があるか、その資格を有する者が買受けるかは不明確であり、公共的な交通機関の航路事業の安定的な運営に望ましくない事態を招くものである。また、旅客不定期航路については国土交通大臣の認可は要しない（届出のみである。）が、Dが同運航事業を行うことができないのでやはり不安定なままになる。現在はXが一般旅客定期航路を安定的に運航し、誰かに不利益を与えることもないのであるから、否認権の行使を認めると社会経済的な問題が多いと主張する。

その趣旨は、本件航路事業（少なくとも一般旅客定期航路事業）はXにより安定的に運航されており、利用者に不利益を生じることもないので、本件航路事業について今後の運営の具体的な見通しが無いまま破産財団に取り戻すことは、交通機関としての本件航路事業に悪影響を生じさせ、利用者を含め社会経済的な損失が生じるから否認権の対象として利用状況を不安定にすることは相当でないと指摘するものである。

しかしながら、前記に説示したとおり、本件で破産法上の否認権の対象となるかについては破産債権者を害する行為であるかの観点から判断すべきものであって、Xの指摘する観点から否認権の対象としないことは相当ではない。本件運航事業の公共的な面も、Yは、本件航路事業を取り戻して運営は他の者に委託して運行していく予定であるというのであり、Xが指摘する懸念が顕在化する具体的なおそれは認められない。したがって、この点についてもXの主張は採用できない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、ホテル事業を営んでいた株式会社である破産者が、ホテル事業に伴い営んでいた航路事業（本件航路事業）を、ホテル事業とは別に第三者に事業譲渡をしたこと（本件各契約）について、破産管財人が「破産債権者を害することを知ってした行為」（破産法 160 条 1 項 1 号）に該当するとして申し立てた否認請求を認容した裁判所の決定に対する異議訴訟において、異議を棄却した第一審の判断を、控訴審でも維持したものである。

本件の主要な争点は、本件航路事業の譲渡が詐害行為否認の要件、とりわけ客観的詐害性を充足するか否かであるが、本判決は、客観的詐害性の判断に当たり、対価が譲渡に係る財産自体の価値に見合っているだけでなく、譲渡が破産財団に残された財産にもたらす影響についても考慮した点に特徴がある。よって、本判決は事実審における事例判断ではあるが、注目に値する。

二 客観的詐害性の認定

1 本判決における客観的詐害性の認定

破産債権者を害する行為（破産法 160 条 1 項）は、破産者の責任財産を絶対的に減少させる行為であり¹⁾、財産の廉価売却、すなわち財産の譲渡対価が支払われていたが、相当の対価（破産法 161 条 1 項）を下回る場合が典型例である。本件の否認対象行為（本件各契約）により財団から逸出した財産は本件航路事業であるが、原判決の前提事実によれば、本件航路の収支は、平成 27 年は 1820 万円余、平成 28 年は 1853 万円余の赤字であったとされる。そうであるとすれば、X が主張するように、事業譲渡代金として支払われた 100 万円は相当な対価であるようにも見える。

しかし、本判決は、D が本件航路事業を失うことは、「本件各契約の低廉な本件航路事業譲渡により破産財団が減少することにとどまらず、破産財団を構成するホテル事業の価値を減少させるものである」と判示した。すなわち、客観的詐害性の判断につき、否認対象である譲渡対象財産の対価だけでなく、破産財団に残存する別の財産であるホテル事業（ただし、本件各契約とは別に訴外 A および B に事業譲渡がされており、本件第一審口頭弁論終結の時点では、ホテル事業の譲渡につき Y の否認請求を認容する決定がされ、譲受人 A B が提起した異議訴訟が係属中であつた）の価値減少を、詐

害性の根拠とした点に特徴がある。

2 客観的詐害性の判断方法

客観的詐害性の判断に際し、譲渡対象財産につき支払われる対価だけでなく、破産財団に属する他の財産の価値の減少をも考慮要素とすることは許されるのか。

この点につき、本件とは異なる事案であるが、破産者が自らの財産に賃借権を設定する行為につき、当該賃借の賃料が相当であり、かつ当該賃借権が担保不動産競売手続において消滅される（民執 59 条 2 項参照）場合であっても、實際上不動産の換価を困難にし、またはその価額を低落させることを理由に、客観的詐害性を肯定する見解がある²⁾。この見解は、目的物の使用収益権の設定については相当な対価を受領していても、交換価値の低下については対価を得ていない点に着目するものであり、この理を本件に用いれば、本件航路事業の譲渡自体には相当な対価が支払われていても、本件航路事業をホテル事業の運営主体とは別の者に譲渡することが、破産財団に残されたホテル事業の価値を減少させる関係にあるならば、客観的詐害性が認められることになる。以下では、このような関係が存在するかを検討する。

三 本件各契約の客観的詐害性

1 本件航路事業とホテル事業の関係

Z ホテルや乙島の地理等の状況につき、本判決や原判決は詳しく言及していないが、当事者には自明であり、D の破産事件の記録では詳述されていると推測される。インターネット検索で得られる情報によれば、乙島は駿河湾内に所在する周囲約 2.5km の小さな島であり、本土との間に橋はなく航路で約 5 分の距離に位置する。乙島は富士箱根伊豆国立公園の特別地域に指定されており³⁾、Z ホテルと、X が運営する水族館以外には、住宅や事業所はない。Z ホテルは海沿いに建つ、オーシャン・ビューを売りにした高級リゾートホテルである。

2 ホテル事業を一体として譲渡する必要性

破産管財人は、裁判所の許可を得て事業譲渡を行うことができる（破産法 78 条 2 項 3 号）。財団財産の換価を事業譲渡によるか個別の売却によるかは、善管注意義務（破産法 85 条 1 項）に反しな

い限り破産管財人の裁量に委ねられているが、事業の一体性が保たれ、事業継続が可能な資金繰りの見込みがあり、事業を一体で譲渡することにより早期かつ高額の売却が可能となり、破産財団の価値最大化に資するのであれば、破産管財人としては事業譲渡を試みるべきである⁴⁾。

原判決の認定によれば、Yは、Zホテルの事業譲渡についても否認権を行使しており、本件航路事業とホテル事業を一体として第三者に売却する方針であったとされる。前記1の地理的状況等に照らすと、Dの破産財団は個別に売却するよりも、ホテル事業を一体として譲渡する方が、譲渡対価等の面で破産財団の価値最大化に資することが認められる。また、本件航路事業はホテル事業の運営に不可欠な交通手段であり、ホテル事業の運営者とは無関係な第三者が運営することになった場合、Xが主張する航路事業の公共性等を考慮しても、ホテル事業の価値に負の影響が全くないとは言い難い。

私見は、本判決が本件各契約の客観的詐害性を肯定したことに賛成するが、本件事業譲渡が、具体的にどの程度の価値の減少をもたらすのかについては、「種々の事情を考慮して詐害性が認定できる」とする以上に、より具体的な説示が望まれたところである⁵⁾。

四 「無効確認（否認権行使）の妥当性」について

本判決は、詐害行為否認の要件該当性に加えて、「否認権行使（無効確認の妥当性）」についても判断を行っている。この判断は、Xが、Dや、Dから航路事業を譲り受ける者が安定的に航路事業を行えるかは不確定であるのに対し、現在はXが安定的に運行しており、否認権行使を認めると社会経済的問題が多いと主張したことに対応する。その法的位置付けは明確にされていないが、Xの主張を善解すれば、不当性に関する主張と見る余地がある。

旧破産法下では、否認の一般的要件として、破産者の行為性や有害性と並んで、不当性（または「正当性」「相当性」）があり、破産債権者に有害な破産者の行為であっても、動機や目的を考慮して社会的に正当な行為については否認を否定されると解する論者が多数を占めていた⁶⁾。これに対し現行法下では、従来不当性の問題とされてきた

事案は、否認の個別的要件や、権利濫用等の一般条項の解釈適用の問題とすべきことを理由に、不当性をもはや考慮すべきでないとする見解⁷⁾と、破産債権者の利益に優先する社会的利益を考慮して、否認の成立可能性を例外的に阻却する概念として、不当性の概念はなお存在意義を有するとする見解⁸⁾が対立する。

本判決は、「本件で破産法上の否認権の対象となるかについては破産債権者を害する行為であるかの観点から判断すべき」としており、現行法では不当性を考慮すべきでないとする見解に親和的である。ただし、仮に不当性を否認阻却事由として考慮する見解を採ったとしても、Xの主張内容は、破産債権者の利益に優先する社会的利益を基礎づけるには足りないと思われる。

● 注

- 1) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）578頁。
- 2) 伊藤・前掲注1）注210、金沢地判平25・1・29金判1420号52頁。なお、反対説として、宇野瑛人「判批」ジュリ1496号（2016年）100頁（前掲金沢地判の評釈）は、破産者との取引が対価の均衡ある形でなされた場合、その外で生じた債権者への不利益を問題とするのであれば、相当対価否認（破産法161条）の問題として構成すべきとするが、「隠匿等処分のおそれを生じさせる処分」の範囲を解釈論上拡大し、将来の買受人によって目的物の価値が低く評価されるおそれを含むことに消極である。
- 3) 特別地域内においては、工作物の新築、改築、増築などの開発行為につき、環境大臣の許可を要する（自然公園法20条3項）。
- 4) 同旨、岡伸浩ほか編『破産管財人の財産換価〔第2版〕』（商事法務、2019年）478頁〔高井章光〕。
- 5) 本件では、破産管財人が否認権行使により現物返還を求めた事案であったが、仮に価格償還請求権（破産法168条4項）が行使されていたとすれば困難が生じる。
- 6) 谷口安平『倒産処理法〔第2版〕』（筑摩書房、1980年）253頁、山木戸克己『破産法』（青林書院新社、1974年）191頁など。
- 7) 竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』（青林書院、2007年）626頁〔山本和彦〕、山本克己ほか編『新基本法コンメンタール破産法』（日本評論社、2014年）355頁〔中西正〕など。
- 8) 中島弘雅『体系倒産法Ⅰ（破産・特別清算）』（中央経済社、2007年）333頁、伊藤・前掲注1）566頁、伊藤眞ほか『条解破産法〔第3版〕』（弘文堂、2020年）1105頁など。